

議案第23号

山陽小野田市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年2月20日提出

山陽小野田市長 白井博文

山陽小野田市行政手続条例の一部を改正する条例

山陽小野田市行政手続条例（平成17年山陽小野田市条例第10号）の一部
を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導（第30条—第34条）」を

「第4章 行政指導（第30条—第34条の2）」を

第4章の2 処分等の求め（第34条の3）」に改める。

第2条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第3条中「第4章」を「第4章の2」に改め、同条第7号中「名あて人」を
「名宛人」に改め、同条第8号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第4条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に改め、同
項第1号イ中「名あて人」を「名宛人」に、「はく奪」を「剥奪」に改め、同
条第2項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第14条第1項及び第2項、第15条第1項及び第3項、第22条第3項並
びに第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改
め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等
をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、
その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第4章中第34条の次に次の1条を加える。

(行政指導等の中止等の求め)

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法令に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法令の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法令に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

らない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(山陽小野田市税条例の一部改正)

2 山陽小野田市税条例（平成17年山陽小野田市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

議案第23号参考資料

山陽小野田市行政手続条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 申請に対する処分（第5条—第11条）</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p> 第1節 通則（第12条—第14条）</p> <p> 第2節 聴聞（第15条—第26条）</p> <p> 第3節 弁明の機会の付与（第27条—第29条）</p> <p>第4章 <u>行政指導（第30条—第34条の2）</u></p> <p>第4章の2 <u>処分等の求め（第34条の3）</u></p> <p>第5章 届出（第35条）</p> <p>第6章 雑則（第36条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5）不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名宛人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 申請に対する処分（第5条—第11条）</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p> 第1節 通則（第12条—第14条）</p> <p> 第2節 聴聞（第15条—第26条）</p> <p> 第3節 弁明の機会の付与（第27条—第29条）</p> <p>第4章 <u>行政指導（第30条—第34条）</u></p> <p>第5章 届出（第35条）</p> <p>第6章 雑則（第36条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5）不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名あて人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を</p>

制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア・イ (略)

ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ (略)

(6)～(8) (略)

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

(1)～(6) (略)

(7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名宛人とするものに限る。）及び行政指導

(8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例上直接与えられた職員によってされる処分及び行政指導

(9)・(10) (略)

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれ

を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア・イ (略)

ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ (略)

(6)～(8) (略)

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。

(1)～(6) (略)

(7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名あて人とするものに限る。）及び行政指導

(8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例上直接与えられた職員によってされる処分及び行政指導

(9)・(10) (略)

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。）及び行政指導並びにこ

らの機関又は団体とする届出（これらの機関又は団体はその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア (略)

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接に剥奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ (略)

(2) (略)

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(4) (略)

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

（不利益処分の理由の提示）

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人

これらの機関又は団体とする届出（これらの機関又は団体はその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア (略)

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ (略)

(2) (略)

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(4) (略)

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

（不利益処分の理由の提示）

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて

に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったとき、その他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 (略)

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったとき、その他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 (略)

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

(行政指導の方式)

第33条 (略)

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

(行政指導の方式)

第33条 (略)

掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 (略)

(行政指導等の中止等の求め)

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導

(その根拠となる規定が法令に置かれているものに限る。)

の相手方は、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 当該行政指導の内容

(3) 当該行政指導がその根拠とする法令の条項

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 (略)

(4) 前号の条項に規定する要件

(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思量する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法令に置かれているものに限る。）がされていないと思量するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 法令に違反する事実の内容

(3) 当該処分又は行政指導の内容

(4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項

(5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

山陽小野田市税条例新旧対照表（附則第2項関係）

改正後	改正前
<p>(山陽小野田市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 山陽小野田市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。</p>	<p>(山陽小野田市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 山陽小野田市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第2項及び第34条の規定は、適用しない。</p>